

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (業務課)

告 示

○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課)

○家畜伝染病の発生 (畜産課)

○県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課)

○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (同)

○保安林の指定の予定 (森林整備課)

○保安林の指定の解除の予定 (同)

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同)

○鳴瀬川水系河川整備計画(知事管理区間)の変更の公表 (河川課)

○都市計画事業の認可 (都市計画課)

○構造計算適合性判定の委任(十件) (建築宅地課)

○宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (教育庁高校教育課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(三件) (地域復興支援課)

ページ

九

九

六

六

六

五

四

四

三

三

二

二

二

一

規 則

中

○宮城県公報平成二十七年号外第一四号(平成二十七年三月三十一日付け)

正 誤

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一〇
- 県営土地改良事業計画の変更 (同) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 一〇

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年六月十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号イ中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(一)」を「指定特定施設入居者生活介護(一)」に改め、「(平成二十四年宮城県条例第八十七号)」の下に「第九十五条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護及び同条例」を加え、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「(平成二十四年宮城県条例第九十号)」の下に「第九十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護及び同条例」を加え、同条第五項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。))を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第六項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第十九条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改め、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型介護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、第十条第一項第三号の生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

告 示

○宮城県告示第六百二十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日

実施区域

検査受付時間

実施の場所

平成二十七年 七月十四日	川崎町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	川崎町役場西庁舎一階車庫
同 七月二十二日	蔵王町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	蔵王町ふるさと文化会館 （こざいんホール）
同 七月二十三日	七ヶ宿町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	七ヶ宿町開発センター

○宮城県告示第六百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

平成二十七年六月四日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮宝塚地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業農地防災事業（ため池等整備事業（用排水施設整備工事）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴

えを提起することができる。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

仙台市役所、多賀城市役所及び利府町役場

○宮城県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営東鹿原地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

加美町役場

○宮城県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営高館地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業農地防災事業（ため池等整備事業（用排水施設整備工事））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

名取市役所

○宮城県告示第六百二十九号

県営新井田南部地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

登米市役所

○宮城県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市茗荷沢三三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

茗荷沢三三の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

登米市登米町大字日根半字上羽沢一五九の二三、一五九の二四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第六百三十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区松森字歩坂四九の一・五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五一の

二、六四の二、字戊亥沢三七の一・三九・四二の一・四四・五四の一・五四の四・五五・五七・

五八の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、四五、五〇、五一、五二の二から五二の三まで、五三、五四の二、五四の三、五六、五九の一、六〇から六二まで、字仏沢三三二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区松森字歩坂四九の一・五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五一の二、六四の二、字戊亥沢三七の一・三九・四二の一・四四・五四の一・五四の四・五五・五七・

五八の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、四五、五〇、五一、五二の二から五二の三まで、五三、五四の二、五四の三、五六、五九の一、六〇から六二まで、字仏沢三三二の一（次の図に示す部分に限る。）

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

<p>○宮城県告示第六百三十五号 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、鳴瀬川水系河川整備計画（知事管理区間）を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所、宮城県北部土木事務所、宮城県東部土木事務所、宮城県仙台地方ダム総合事務所及び宮城県大崎地方ダム総合事務所においてこれを公表する。 平成二十七年六月十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>○宮城県告示第六百三十六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。 平成二十七年六月十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 七ヶ浜町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画緑地事業 2 名称 四号 割山緑地</p> <p>三 事業施行期間 平成二十七年六月十二日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 宮城県宮城郡七ヶ浜町花測浜字五月田、同字四月田、同字天神堂地内 2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第六百三十七号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。 平成二十七年六月十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 一般財団法人宮城県建築住宅センター 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号</p> <p>二 業務区域 宮城県全域</p> <p>三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号</p> <p>四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び第十八条第四項の一部</p> <p>五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成二十七年六月一日</p> <p>○宮城県告示第六百三十八号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。 平成二十七年六月十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地</p> <p>二 業務区域 宮城県全域</p> <p>三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 （一） 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 （二） 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号</p> <p>四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務 建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部</p> <p>五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成二十七年六月一日</p> <p>○宮城県告示第六百三十九号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判</p>
--	---

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本E R I株式会社

東京都港区赤坂八丁目五番二十六号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区赤坂八丁目十番二十四号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

(二) 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号

(三) 福島県郡山市中町十一番五号

(四) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

(五) 神奈川県横浜市区北幸二丁目三番十九号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

(二) 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作十六番百四十一号

(三) 仙台市青葉区中央二丁目二番十号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社国際確認検査センター

大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

ハウスプラス確認検査株式会社

東京都港区芝五丁目三十三番七号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区芝五丁目三十三番七号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

ビュローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町一番地

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

東京都港区西新橋一丁目十五番五号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目十五番五号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の花野果市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有 限 会 社 花 野 果 市 場

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年年度地域コミュニティ再生支援事業企画運営業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部 地域復興支援課 仙

台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年四月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPO

センター 仙台市青葉区大町二丁目六番二十七号岡本ビル七階

五 契約金額 二千七百九十七万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年年度復興支援活動推進業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部 地域復興支援課 仙

台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年四月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPO

センター 仙台市青葉区大町二丁目六番二十七号岡本ビル七階

五 契約金額 二千九百三十二万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年年度石巻市中央地区復興応援隊設置業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部 地域復興支援課 仙

台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年四月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人みらいサポート石巻 石巻市立町一丁目三番二十九号

五 契約金額 二千八百四十六万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○県営大坪地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営大坪地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年七月十日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一の一

電子メールアドレス nhinnbks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県営南鹿原地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
柴田郡大河原町字南原町一番一、一番二、同町金ヶ瀬字丑越一番一、二番、三番、四番、五番、六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都江東区豊洲五丁目六番五十二号 株式会社オートボックスセブン

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十七年七月三日 午後一時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十七年八月 二百キロリットル 平成二十七年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十七年六月十七日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 鈴木 秀一 電話〇二二―二二―一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十七年六月二十二日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年六月二十二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年六月二十五日午前九時から平成二十七年六月二十九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

- イ 提出期限 平成二十七年六月二十九日午後五時まで
- ロ 提出場所 1に同じ。
- ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- 5 開札の日時及び場所
平成二十七年六月三十日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）
- 四 入札に参加することができない者
 - 1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者
- 五 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
 - 8 契約書作成の要否 要
 - 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K 2205-1980) Class 1, No.2) 70 Kiloliters
 2 Deadline for Delivery : July 3, 2015
 3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
 4 Deadline for Bid : June 29, 2015, 5 : 00 p.m.
 5 Contact Person : Shuichi Suzuki, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, TEL.: 022-211-3621

正 誤

○宮城県公報平成二十七年号外第一四号（平成二十七年三月三十一日付け）中			
ページ	段	行	正 誤
一	下	一五	同項第八号中「第十一条第一項各号」を「第二十九条第一項各号」に、同項
一	下	二二	「第十一条第一項各号」 「第二十九条第一項各号」